ノ 王上六〇二九 申十二〇十一
オ 母上十六〇一 母下七〇八 代上二八〇四
ク 母下七〇二 代上十七〇一
ヤ 代下六〇八、九 母下六〇五、十二、十三 王上五〇三、五
ケ 代上二八〇五、六
フ 王上八〇九 申卅一〇二六
コ 代下六〇十二
エ 出九〇卅三 歌九〇五 賽一〇十五
テ 出十五〇十一 母下七〇廿二
ア 申七〇九 尼二〇五 但九〇四
サ 創十七〇一 王上三〇六 王下廿一三
ヲ 母下七〇十二、十六 王上二〇四
ユ 母下七〇二五
メ 代上二〇六 賽六六〇一 耶廿三〇六 ゼカ十四〇九、十七〇二 使七〇四
ミ 行殺十二〇二
シ 申十二〇十一

トより導き出せし日より我名を置べき家を建ゑめんためにイスラエルの諸の支派の中より何れの城邑をも選みしことなし但ダビデを選みてわが民イスラエルの上に立ゑめたりと言たまへり　十七 夫イスラエルの神エホバの名のためわ家を建ることいわゞ父ダビデの心わありき　十八 ゑかるわエホバわゞ父ダビデにいひたまひけるいわが名のためわ家を建ること汝の心わあり汝の心に此事あるい善し　十九 然ども汝い其家を建べからず汝の腰より出る汝の子其人吾名のためわ家を建べしと　二十 而してエホバ其言たまひし言を行ひたまへり即ち我わが父ダビデわ代りて立ちエホバの言たまひし如くイスラエルの位わ坐しイスラエルの神エホバの名のためわ家を建たり　二一 我又其處わエホバの契約を藏めたる櫃のためわ一の所を設けたり即ち我儕の父祖をエジプトの地より導き出したまひし時わ彼等に爲したまひし者なりと　二二 ソロモンイスラエルの凡れ會衆け前にてエホバの壇のまへわ立ち其手を天に舒て　二三 言けるいイスラエルの神エホバよ上の天わも下の地わも汝の如き神おし汝い契約を持ちたまひ心を全うして汝のまへに歩むところの汝の僕等わ恩惠を施したまふ　二四 汝い汝の僕わが父ダビデに語たまへる所を持ちたまへり汝い口をもて語ひ手をもて成し遂たまへること今日のおとし　二五 イスラエルの神エホバよ然ゑ汝が僕わが父ダビデに語りて若し汝の子孫其道を愼みて汝がわが前わ歩めるごとくわゞ前わ歩まゑイスラエルの位わ坐する人わがまへにて汝わ缺ること無るべしといひたまひし事をダビデのために持ちたまへ　二六 然バイスラエルの神よ願ゞ僕わが父ダビデに言たまへる爾の言わ效驗わら志めたまへ　二七 神果して地の上に住たまふや視よ天も諸の天の天も爾を容るわ足ず況て我ゞ建たる此家をや　二八 然ども我が神エホバよ僕の祈禱と懇願を顧みて其號呼と僕ゞ今日爾のまへわ祈る祈禱を聽たまへ　二九 願くい爾の目を晝夜此家わ即ち爾が我名い彼處わ在べしといひたまへる處に向ひて開きたまへ願くい僕れ此處に向ひて祈らん祈禱を聽たまへ　三十 願くい僕と爾の民イスラエルゞ此處に向ひて祈る時に爾其懇願を聽たまへ爾い爾の居處なる天わおいて聽き聽て赦したまへ　三一 若し人其隣人に對ひて犯せることありて其人誓をもて誓ふことを要られんに來りて此家において爾の壇のまへに誓ひなゞ　三二 爾天において聽て行ひ爾の僕等を鞫き惡き者を罪して其道を其首に歸し義き者を義として其義わ循ひて之わ報いたまへ　三三 若爾の民イスラエル爾わ罪を犯したるゞためわ敵の前に敗られんに爾に歸りて爾の名を崇め此家にて爾に祈り願ひなゞ　三四 爾天において聽き爾れ民イスラエルの罪を赦して彼等を爾ゞ其父祖に與へし地に歸らゑめたまへ　三五 若彼等が爾わ罪を犯したるが爲に天閉て雨无ら んわ彼等若此處にむかひて祈り爾の名を崇め爾が彼等を苦めたまふときわ其罪を離れなゞ　三六 爾天わおいて聽き爾の僕等爾の民イスラエルの罪を赦したまへ爾彼等わ其歩むべき善道を敎へたまふ時い爾が爾の民わ與へて齊業となさゑめたまひし爾の地に雨を降したまへ　三七 若國に饑饉あるか若くい疫病枯死朽腐蝗亡ぼす蝗蟲あるか若くい其敵國わいりて彼等を其門に圍むか如何なる災害如何なる病疾あるも　三八 若一人か或い爾の民イスラエル皆各己の心の災を知て此家わ向ひて手を舒なゞ其人如何なる祈禱如何なる懇願を爲とも　三九 爾の居處なる天わ於て聽て赦し行ひ各の人に其心を知たまふ如く其道々わゑたゞひて報いたまへ其い爾のみ凡の人の心を知たまへゞあり　四十 爾かく彼等をして爾ゞ彼等の父祖に與へたまへる地わ居る日わ常に爾を畏を志めたまへ　四一 且又爾れ民イスラエルれ者わあらずして爾れ名のために遠き國より來る異邦人い（其い彼等爾の大なる名と强き手と伸たる腕を聞およぶべけれゞあり）若來りて此家にむかひて祈らゞ　四二 爾の居處なる天わ於て聽き凡て異邦人の爾に籲求むる如く爲たまへ　四三 爾かく地の諸の民を

ア 但六〇十
ヒ 代下廿〇九 尼一〇六
モ 利五〇一 箴廿二〇十一
セ 申二五〇一
ス 利二六〇十七 申二八〇二五
イ 利二六〇三九、四十 尼一〇九
ロ 利二六〇十九 申二八〇廿三
ハ 母上十二〇廿三 詩二五〇四、二七〇十一、九四〇十二、百四三〇八
ホ 利二六〇十六、二五、二六 申二八〇廿一、廿二、二七、三八、四二、五二 代下廿〇九
ヘ 母上十六〇七 代上二八〇九 詩十一〇四 耶十七〇十 徒一〇二四
ト 詩百廿〇四
チ 申三〇二四
リ 母上十七〇四六 王下十九〇十九 詩六七〇二

ヌ 詩百二〇十五

ル 代下六〇三六、箴廿〇九、傳七〇廿一〇八十　雅三〇二、勸惡八〇三六、九四、十四　申二九〇五、利二六〇四十

チ 利二六〇三四、四四　申二九〇五、利二六〇四十

リ 利二六〇四十

カ 尼一〇六、詩百六〇六　但九〇五

ヨ 耶二九〇十二、十三、十四

タ 但六〇十

レ 箴七〇六、詩百六〇四六

ソ 申九〇二九、尼一〇十

ツ 申四〇廿、耶十一〇四

子 出十九〇五、申九〇二六、二九、十四〇二

ナ 伊下六〇十八

ラ 申十二〇十、歌廿一〇四、五、廿三〇十四

之て爾の名を之らしめ爾の民イスラエルのごとく爾を畏れしめ又我ごの建たる此家い爾の名をもて稱呼るるといふことを知しめたまへ　四四 爾の民其敵と戰さんとて爾の遣ゑしたまふ所に出たる時彼等若爾が選みたまへる城とわが爾の名のために建たる家の方に向ひてエホバに祈らば　四五 爾天わおいて彼等の祈禱と懇願を聽て彼等を助けたまへ　四六 人い罪を犯さゞる者なけきば彼等爾わ罪を犯すことありて爾彼等を怒り彼等を其敵わ付し敵かれらを虜として遠近を論ず敵の地に引ゆかん時い　四七 若彼等虜をゆきし地わおいて自ら顧て悔い已を虜へゆきし者の地にて爾に願ひて我儕罪を犯し悖れる事を爲たり我儕惡を行ひたりと言ひ　四八 已を虜ゆきし敵の地にて一心一念に爾に歸り爾が其父祖に與へたまへる地爾が選みたまへる城とわが爾の名のために建たる家の方に向ひて爾に祈らば　四九 爾の居處ある天において爾彼等の祈禱と懇願を聽てかれらを助け　五十 爾の民の爾に對て犯したる事と爾に對て過てる其凡の罪過を赦し彼等を虜ゆける者のまへにて彼等に憐を得させ其人々をして彼等を憐ませしめたまへ　五一 其い彼等い爾のエジプトより即ち鉄の爐の中よりいだしたまひし爾の民爾の產業おれゞおり　五二 願くい僕の祈願と爾の民イスラエルの祈願に爾の目を開きて凡て其爾に籲求むる所を聽たまへ　五三 其い爾彼等を地の凡の民の中より別ちて爾の產業となしたまへゞなり　五四 ソロモン此祈禱と祈願を悉くエホバに祈り終りし時其天にむかひて手を舒べ膝を屈居たるを止てエホバの壇のまへより起わがり　五五 立て大いおる聲にてイスラエルの凡の會衆を祝して言けるい　五六 エホバい譽べきかなエホバい凡て其言たまひし如く其民イスラエルに太平を與へたまへり其僕モーセによりて言たまひし其善言い皆一も違ざりき　五七 願くい我儕の神エホバ我儕の父祖と偕に在せしごとく我儕とともに在せ我儕を離れたまふなかれ我儕を棄たまふなかれ　五八 願くい我儕の心を已に傾けたまひて其凡の道に歩まゝめ其我儕の父祖に命じたまひし誡命と法憲と律例を守らゝめたまへ　五九 願くいエホバの前にわが願しまひし其日夜われらの神エホバに近くわれ而してエホバ日々の事に僕を助け其民イスラエルを助けたまへ　六〇 斯して地の諸の民にエホバの神なることと他に神なきことを知しめたまへ　六一 されば爾等我儕の神エホバと偕にありて今日の如く爾らの心を完全しエホバの法憲に歩み其誡命を守るべしと　六二 斯て王および王と偕にありしイスラエル皆エホバのまへに犧牲を献たり　六三 ソロモン酬恩祭の犧牲を献げたり即ち之をエホバに献ぐ其牛二萬二千羊十二萬ありき斯王とイスラエルの子孫皆エホバの家を開けり　六四 其日に王エホバの家の前ある庭の中を聖別め其處にて燔祭と禮祭と酬恩祭の脂とを受るにたらざりしが故なり　六五 其時ソロモン七日に七日合て銅の壇小くして燔祭と禮祭と酬恩祭の脂とを献げたり是いエホバの前なるエホバの家の前ある庭の中を聖別め其處にて燔祭と禮祭と酬恩祭の脂とを献げたり　六六 其時ソロモン七日に七日合て十四日我儕の神エホバのまへに節筵を爲りイスラエルの大なる會衆ハマテの入處よりエジプトの河にいたるまで悉く彼と偕にありき　第八日にソロモン民を歸せり民い王を祝しエホバが其僕ダビデと其民イスラエルに施したまひし諸の恩惠のために喜び且心に樂みて其天幕に往り

第九章

一 ソロモンエホバの家と王の家を建る事を終へ且凡てソロモンが爲んと欲し望を遂し時　二 エホバ再ソロモンに嘗てギベオンにて顯現たまひし如くあらはれたまひて　三 彼に言たまひけるい我い爾がエホバと偕にありて今日の如く爾らの心を完全しエホバの法憲に歩み其誡命を守るべしと　六二 斯て王および王と偕にありしイスラエル皆エホバのまへに犧牲を献たり　六三 ソロモン酬恩祭の犧牲を献げたり即ち之を献ぐ其牛二萬二千羊十二萬ありき斯王とイスラエルの子孫皆エホバの家を開けり　六四 其日に王エホバの家の前ある庭の中を聖別め其處にて燔祭と禮祭と酬恩祭の脂とを献げたり是いエホバの前なるエホバの家の前ある庭の中を聖別め其處にて燔祭と禮祭と酬恩祭の脂とを献げたり即ち之を献ぐ其牛二萬二千羊十二萬ありき　六五 其時ソロモン七日に七日合て十四日我儕の神エホバのまへに節筵を爲りイスラエルの大なる會衆ハマテの入處よりエジプトの河にいたるまで悉く彼と偕にありき　第八日にソロモン民を歸せり民い王を祝しエホバが其僕ダビデと其民イスラエルに施したまひし諸の恩惠のために喜び且心に樂みて其天幕に往り

一 ソロモンエホバの家と王の家を建る事を終へ且凡てソロモンが爲んと欲し望を遂し時　二 エホバ再ソロモンに嘗てギベオンにて顯現たまひし如くあらはれたまひて　三 彼に言たまひけるい我い爾がエホバと偕にありて今日の如く爾らの心を完全しエホバの法憲に歩み其誡命を守るべしと　斯て王および王と偕にありしイスラエル皆エホバのまへに犧牲を献たり　ソロモン酬恩祭の犧牲を献げたり即ち之を献ぐ其牛二萬二千羊十二萬ありき斯王とイスラエルの子孫皆エホバの家を開けり　其日に王エホバの家の前ある庭の中を聖別め其處にて燔祭と禮祭と酬恩祭の脂とを献げたり是いエホバの前なるエホバの家の前ある庭の中を聖別め其處にて燔祭と禮祭と酬恩祭の脂とを献げたり即ち之を献ぐ其牛二萬二千羊十二萬ありき　

缺ることなく無るべしと言しごとく爾のイスラエルに王たる位を固うすべし　若爾等又い爾等の子孫全く轉
きて我に去たがえずわが爾等のまへに置たるわが誡命と法憲を守らずして往て他の神に事へ之を拜まば
我イスラエルをわゞの與へたる地の面より絶んまたわが名のために我が聖別たる此家をば我わがまへより
投げ棄んさかしてイスラエルい諸〳〵の民の中に諺語となり嘲笑となるべし　且又此家い高くわれども其傍
を過る者い皆之に驚き嘶きて言んヱホバ何故に此地に此家に斯爲たまひしやと　人答へて彼等い己の父
祖をエジプトの地より導き出せし其神ヱホバを棄て他の神に附從ひ之を拜み之に事へしに因てヱホバ此
の凡の害惡を其上に降せるなりと言ん　ソロモン二十年を經て二の家即ちヱホバの家と王の家を建をえ
りヒラムにガリラヤの地の城邑二十を與へたり　其いツロの王ヒラムいソロモンに凡て其望に循ひて檜
と松の木と金を供給たれば　ヒラムツロより出てソロモンが己に與へたる諸邑を見しに其目に善ら
ざりければ　我兄弟よ爾が我に與へたる此等の城邑い何あるやといひて之をカブルの地となづけたり其
名今日までのこる　嘗てヒラムい金百二十タラントを王に遣れり　ソロモン王の徵募人を興せし事い是
なり即ちヱホバの家と自己の家とミロとエルサレムの石垣とハゾルとメギドンとゲゼルを建んが爲なり
き　エジプトの王パロ曾て上りてゲゼルを取り火を以て之を燬き其邑を住るカナン人を殺し之をソロモ
ンの妻なる其女に與へて糎奩と爲り　ソロモンゲゼルと下ベテホロンと　バアラと國の野なるタデモ
ル　及びソロモンの有てる府庫の諸邑其騎兵の諸邑並にソロモンがエルサレムレバノン
および其凡の領地に於て建んと欲し者を盡く建たり　凡てイスラエルの子孫に非るアモリ人ヘテ人ペリ
ジ人ヒビ人エブス人の遺存る者　其地に在て彼等の後に遺存る子孫即ちイスラエルの子孫の滅し盡すこ

ル　母下七〇十四　代下七〇十九　詩八九〇卅
チ　申四〇二六　王下十七〇廿三二五〇廿一
ワ　耶二〇十四　申二八〇三七　詩四四〇十四
カ　申二八〇三七　詩四四〇十四
ヨ　代下七〇廿一
タ　申二九〇二四　耶二八九　二五、二六
レ　王上六〇三七、三八、七〇一　代下八〇一
ソ　代下八〇二
ツ　書十九〇廿七
子　王上五〇十三
ナ　王上九〇二四　母下五〇九
ラ　書十九〇三六
ム　書十七〇十一
ウ　書十六〇十　士一〇二九
ヰ　書十六〇十
ノ　書十六〇三、廿一〇廿二
オ　書十九〇四四　代下八〇四、六
ク　王上四〇二六
ヤ　王上九〇一
マ　代下八〇七
ケ　士一〇廿一、二七、二九、三〇一
フ　書十五〇六三、十七〇十二

とを得ざりし者にソロモン奴隸の徵募を行ひて今日に至る　然ともイスラエルの子孫をばソロモン一人
も奴隸と爲ざりき其い彼等い軍人彼の臣僕、牧伯、大將たり戰車と騎兵の長たればなり　ソロモンの工事
を管理れる首なる官吏い五百五十人にして工事に働く兵を治めたり　爰にパロの女ダビデの城より上り
てソロモンが彼のために建たる家に至る其時にソロモンミロを建たり　ソロモンエホバに築きたる壇の
上に年に三次燔祭と酬恩祭を献げ又ヱホバの前なる壇に香を焚りソロモン斯家を全うせり　ソロモン王
エドムの地紅海の濱に於てエラテの邊なるエジオンゲベルにて船數隻を造れり　ヒラム海の事を知れる
舟人なる其僕をソロモンの僕と偕に其船にて遣せり　彼等オフルに至り其處より金四百二十タラントを
取てこれをソロモン王の所に攜來る

第十章

一　シバの女王ヱホバの名に關るソロモンの風聞を聞き及び難問を以てソロモンを試みんとて來
れり　彼甚だ多くの部從香物と甚だ多くの金と寶石を負ふ駱駝を從へてエルサレムに至る彼ソロモンの
許に來り其心にある所を悉く之に言たるに　ソロモン彼に其凡て事を告たり王に知ずして彼に告ざる事
無りき　シバ女王ソロモンの諸の智慧と其建たる家と　其席の食物と其臣僕の列坐る事と其侍臣の伺
候および彼等の衣服と其酒人と其ヱホバの家に上る階級とを見て全く其氣を奪れたり　彼王にいひけ
るい我が自己の國にて爾の行爲と爾の智慧に付て聞たる言い眞實なりき　然ども我來りて目に見るまでい
其言を信ぜざりしが今視るに其半も我に聞るざりしより爾に智慧と昌盛いわが聞たる風聞に越ゆ　常に
爾に前に立て爾の智慧を聽く是等の人爾の臣僕い幸福なるかな　爾の神ヱホバい讚べきかなヱホバ爾を
悅び爾をイスラエルに位に上らせたまへりヱホバ永久にイスラエルを愛したまふに因て爾を王となして

コ　士一〇二八
エ　創九〇五、二六　歷二〇五五、五八　尼七〇五七、十一〇三
テ　利二五〇三九
ア　代下八〇十
サ　王上三〇一　代下八〇十一
キ　王上七〇八
ユ　母下五〇九　王上十一〇二
メ　代下八〇十二、十三、十六
ミ　代下八〇十七、十八
シ　民卅三〇三五　申二〇八
エ　王上廿二〇四八
ヒ　伯廿二〇二四
イ　代下九〇一　太十二〇四二
ロ　哥十一〇卅一　十四〇十二　羅一〇六
ホ　王上五〇七
ハ　代上二六〇十六

イ 得下八〇十五 詩七二〇二 箴八〇十五
ト 詩七二〇十、十五
チ 王上九〇二七
リ 代下二〇八、九〇十、十一
ヌ 代下九〇十一
ル 代下九〇十
チ 代下九〇二四 詩七二〇十
ワ 王上十四〇二六
カ 王上七〇二
ヨ 代下九〇十七
タ 代下九〇廿
レ 創十〇四 代下廿〇三六
ソ 王上三〇十二、十三、四〇廿
ツ 王上四〇二六、代下一〇十四、九〇二五
子 申十七〇十六

公通と義を行としめたまふなりと　十彼乃ち金百二十タラント及び甚だ多くの香物と寶石とを王に饋れり
シバの女王のソロモン王に饋りたるが如き多くの香物い重て至ざりき　十一オフルより金を戴來りたるヒラムの船い亦オフルより多くの白檀木と寶石とを運び來りけれも　十二王白檀木を以てエホバの家と王の家とに欄干を造り歌謠者のために琴と瑟を造れり是の如き白檀木い至らざりき亦今日までも見たることなし
十三ソロモン王王の例に循ひてシバの女王に物を饋りたる外に又彼が望に任せて凡て其求むる物を饋れり
斯て彼其臣僕等とともに歸りて其國に往り　十四偖一年にソロモンの所に至れる金の重量い六百六十六タラント
なり　十五外に又商賈および商旅の交易並にアラビヤの王等と國の知事等よりも至れり　十六ソロモン王展金の大楯二百を造れり其大楯にい各六百シケルの金を用ゐたり　十七又展金の干三百を造れり一の干に三
斤れ金を用ゐたり王是等をレバノン森林の家に置り　十八王又象牙をもて大なる寶座を造り純金を以て之を
蔽へり　十九其寶座に六の階級あり寶座の後に圓き頭あり坐する處の兩傍に扶手ありて扶手の側に二の獅子
立てり　二十又其六の階級に十二の獅子此傍彼傍に立り是の如き者を作れる國いあらざりき　二十一ソロモン王の
用ゐて飲る器い皆金なり又レバノン森林の家れ器も皆純金にして銀の物無りき銀いソロモンれ世に貴
まざりしなり　二十二其い王海にタルシヽの船を有てヒラムの船と倶にあらしめタルシヽの船をして三年に一
度金銀象牙猿猴および孔雀を載て來らしめたれバなり　二十三抑ソロモン王い富有と智慧に於て天下の諸の
王よりも大なりければ　二十四天下皆神がソロモンれ心に授けたまへる智慧を聽んとてソロモンの面を見んこ
とを求めたり　二十五人々各其禮物を携へ來る即ち銀の器金の器衣服甲冑香物馬騾毎歲定分ありき　二十六ソロモ
ン戰車と騎兵を集めたるに戰車千四百輛騎兵壹萬二千ありきソロモン之を戰車の城邑に置き或い
ルサレムにて王の所に置り　二十七王エルサレムに於て銀を石の如くに爲し檜を平地の桑樹の如くに爲して多
く用ゐたり　二十八ソロモンの馬を獲たるいエジプトとコアよりなり即ち王の商賈コアより價値を以て取り
エジプトより上り出る戰車一輛い銀六百にして馬い百五十ありき斯のごとくヘテ人の凡れ王等および
スリアの王等のために其手をもて取出せり

第十一章

一ソロモン王パロれ女れ外に多の外國の婦を寵愛せり即ちモアブ人、アンモニ人、エドミ人、シ
ドン人、ヘテ人の婦を寵愛せり　二エホバ曾て是等れ國民についてイスラエルの子孫に言たまひけらく爾
等い彼等と交るべからず彼等も亦爾等と交るべからず彼等必ず爾等の心を轉して彼等れ神々に從ひしめ
んと志かるにソロモン彼等を愛して離れざりき　三彼妃公主七百人嬪三百人あり其妃等彼れ心を轉せり　四
ソロモンれ年老たる時妃等其心を轉移して他の神に從ひ志めければ彼れ心其父ダビデの心の如く其神エ
ホバに全からざりき　五其いソロモンシドン人の神アシタロテに從ひアンモニ人の惡むべき者なるモロク
に從ひたれバなり　六ソロモン斯エホバれ目れまへに惡を行ひ其父ダビデれ如く全くいエホバに從はざり
き　七爰にソロモンモアブの憎むべき者なるケモシれ爲又アンモニれ子孫れ憎むべき者なるモロクのため
にエルサレムの前なる山に崇邱を築けり　八彼又其異邦の凡の妃れ爲にも然せしかば彼等い香を焚て己々
の神を祭れり　九ソロモンの心轉りてイスラエルれ神エホバを離れしによりてエホバ彼を怒りたまふエホ
バ嘗て兩次彼に顯れ　十此事に付て彼に他の神に從ふべからずと命じたまひけるに彼エホバの命じたまひ
し事を守ざりしにより　十一エホバソロモンに言たまひけるい此事爾にありしに因り又汝わが契約とわが爾
に命じたる法憲を守らざりしに因て我必ず爾より國を裂きはおして之を爾の臣僕に與ふべし　十二然ど爾れ

ナ 代下一〇十五至十七
ヲ 申十七〇十六、代下一〇十六、九〇二八
ム 書一〇四　王下七〇六
イ 尼十三〇二六
ロ 申十七〇十七
ハ 出三四〇十六　申七〇三、四
ニ 申十七〇十七　尼十三〇二六
ホ 王上八〇六一
ヘ 王上九〇四
ト 王上十一〇廿三、十二〇十
チ 王上十一〇七
リ 民十四〇二四
ヌ 民卅三〇五二
ル 民廿一〇二九、十一〇二四
ヲ 王上十一〇七、三
カ 王上三〇五、九〇二
ヨ 王上六〇十二、九〇六
タ 王上十一〇卅一、十二〇十五、十六

レ 母下七〇十五　詩八九〇卅三
ソ 申十二〇十一
ツ 王上十二〇廿
子 代上五〇二六
ナ 母下八〇十四　十二〇十三
ラ 民二四〇十九　申廿〇十三
ム 王上二〇十、三四
ウ 母下八〇三
井 母下八〇三、十〇八、十八
オ 母下廿〇廿一
ノ 王上十二〇二　代下十三〇六
オ 母下廿〇廿一

父ダビデれ爲ゐ爾れ世にい之を爲ざるべし我爾の子の手より之を裂きはあさん　十三 但し我い國を盡くい裂きはあさずしてわゞ僕ダビデれために又わゞ選みたるエルサレムのためゐ一の支派を爾の子ゐ與へんと　十四 是ゐ於てエホバエドミ人ハダデを興してソロモンの敵と爲したまふ彼いエドム王の裔なり　十五 曩にダビデエドムゐ事ありし時軍の長ヨアブ上りて其戰死せし者を葬りエドムの男を盡く擊殺しける時に方りて　十六 （ヨアブいエドムの男を盡く絶までイスラエルの群衆と偕ゐ六月其處に止れり）ハダデ其父の僕ゐる數人のエドミ人と共に逃てエジプトに往んとせり時にハダデい尙小童子なりき　十七 彼等ミデアンを起出てパランに至りパランより人を伴ひてエジプトに往きエジプトの王パロに詣るにパロ彼に家を與へ食糧を定め且土地を與へたり　十八 ハダデ大にパロの心にかゐひしかばパロ已の妻の姉即ち王妃タペネスの妹を彼に妻せり　十九 タペネスの妹彼に男子ゲヌバテを生ければタペネス之をパロの家の中にて乳離せしむゲヌバテパロの家にてパロの子の中にありき　二十 ハダデエジプトに在てダビデの其先祖と偕に寢りたると軍の長ヨアブの死たるを聞しかばハダデパロに言けるい我を去しめてわが國に往ゑめよと　二一 パロ彼にいひけるい爾我とゐもにありて何の缺たる處ありてか爾の國に往ん事を求むる彼言ふ何も無し然ぞもねがえくい我を去ゑめよ去ゑめよ　二二 神又エリアタの子レゾンを興してソロモンの敵とゐせり彼い其主人ゾバの王ハダデゼルの許を逃さりたる者なり　二三 ダビデがゾバの人を殺したる時に彼人を自已に集めて一隊の首領となりしゐ彼等ダマスコゐ往て彼處に住みダマスコを治めたり　二四 ハダデが爲たる害の外にレゾンソロモンの一生の間イスラエルの敵とゐれり彼イスラエルを惡みてスリアに王たりき　二五 ゼレダのエフラタ人ネバテの子ヤラベアムいソロモンの僕なりしが其母の名いゼルヤと曰て嫠婦ありき彼も亦其手を擧て王に

ク 王上九〇二四
ヤ 王上十四〇二
マ 母上十五〇二七、二四〇五
ケ 王上十一〇十一、十三
フ 王上十一〇五、六、七
コ 王上十二〇十六、十七
エ 王上十五〇四　王下八〇十九　詩百卅二〇十七
テ 詩一〇五
ア 母下七〇十一、二七
サ 代下九〇二九

敵す　二七 彼が手を擧て王に敵せし故と此ありソロモンミロを築き其父ダビデの城の損缺を塞ぎ居たり　二八 其人ヤラベアムい大ある能力ある者ありしかばソロモン此少者が事ゐ勤むるを見て之を立てヨセフの家の凡の役を督どらゑむ　二九 其頃ヤラベアムエルサレムを出し時シロ人ある預言者アヒヤ路にて彼に遭へり彼む新き衣服を着ゐたりしが彼等二人のみ野ゐありき　三十 アヒヤ其着たる新き衣服ゐ執へて之を十二片ゐ裂き　三一 ヤラベアムに言けるい爾自ら十片を取れイスラエルれ神エホバ斯言たまふ視よ我國をソロモンの手より裂きはなして爾に十の支派を與へん　三二 （但し彼いわが僕ダビデの故に因り又わがイスラエルの凡れ支派の中より選みたる城エルサレムの故に因りて一の支派を有つべし）　三三 其い彼等我を棄てシドン人の神アシタロテとモアブの神ケモシとアンモニの子孫の神モロクを拜其父ダビデの如くわが道に歩てわが目に適ふ事わが法憲とわが律例を行はざれバなり　三四 然ども我い國を盡くむ彼の手より取ざるべし我が選みたるわゞの僕ダビデわが命令とわゞの法憲を守りたるに因て我彼が爲ゐソロモンを一生の間主たらしむべし　三五 然ども我其子の手より國を取て其十れ支派を爾に與へん　三六 其子にい我一れ支派を與へてわゞ僕ダビデをしてわが已れ名を置んとてわがために擇みたる城エルサレムゐてわゞ前に常に一れ光明を有しめん　三七 我爾を取んゐ凡て爾の心の望む所を治めイスラエルれ上に王とゐるべし　三八 爾若わが爾ゐ命ずる凡れ事を聽て吾ゞの道に歩みわが目ゐ適ふ事を爲しわが僕ダビデが爲し如く我が法憲と誡命を守らバ我爾と偕ゐありてわゞのダビデれために建しごとく爾れためゐ鞏固き家を建てイスラエルを爾に與ふべし　三九 我之ごためゐダビデれ裔を苦めんされど永遠ゐい非じと　四十 ソロモンヤラベアムを殺さんと求めければヤラベアム起てエジプトに逃遁れエジプトれ王シシヤクに至りてソロモンれ死ぬるまでエジプトゐ居たり　四一 ソロモ

キ 代下九〇卅
ユ 代下九〇卅一
メ 太一〇七
イ 代下十〇一
ロ 王上十一〇二六
ハ 王上十一〇四十
ニ 伊上八〇十一、王十八、王上四〇七
ホ 代下十〇七、箴十五〇一

ンれ其餘れ行爲と凡て彼が爲たる事および其智慧とソロモンれ行爲れ書に記さるゝにあらずや　四二　ソロモンれエルサレムにおてイスラエルれ全地を治めたる日い四十年なりき　四三　ソロモン其父祖と偕に寢りて其父ダビデの城に葬らる其子レハベアム之に代て王となれり

第十二章

一　爰にレハベアムシケムに往り其いイスラエル皆彼を王と爲んとてシケムに至りたれば
二　ネバテの子ヤラベアム尚エジプトに在て聞りヤラベアムいソロモン王れ面をさけて逃ざりエジプトに住居たるあり　三　時に人衆人を遣はして彼を招けり斯てヤラベアムとイスラエルれ會衆皆來りてレハベアムに告て言けるい　四　汝の父我儕れ軛を難くせり然ども爾今爾れ父れ難き役と爾の父れ我儕に蒙らせたる重き軛を輕くせよ然ば我儕爾に事へん　五　レハベアム彼等に言けるい去て三日を經て再び我に來れと民乃ち去り　六　レハベアム王其父ソロモンの生る間其前に立たる老人等と計りていひけるい爾等如何に教へて此民に答へ云むるや　七　彼等レハベアムに告て言けるい爾若今日此民れ僕となり之に事へて之に答へ善き言を之に語ば彼等永く爾れ僕となるべしと　八　然に彼老人の教し教を棄て自己と俱に生長て己れまへに立つ少年等と計れり　九　即ち彼等に言けるい爾等何を教へて我儕を去て此我に告て爾の父れ我儕に蒙むらせし軛を輕くせよと言ふ民に答へ云むるやと　十　彼と偕に生長たる少年彼に告ていひけるい爾に告て爾の父我儕の軛を重く云たれど爾これを我儕れためを輕くせよと言たる此民に爾斯言べし我ごの小指いわごの父の腰よりも大し　十一　またわごの父爾等に重き軛を負せたりしが我い更に爾等れ軛を重くせん我父と鞭にて爾等を懲たれども我い蠍をもて爾等を懲んと爾斯彼等に告べしと　十二　ヤラベアムと民皆王の告て第三日に再び我に來れと言しごとく第三日にレハベアム王荒々しく民に答へ老人の教へし教を棄て　十四　少年の教れ如く彼等に告て言けるい我父い爾等れ軛を重くせん我父い鞭を以て爾等を懲したれども我い蠍をもて爾等を懲さんと　十五　王斯民に聽ざりき此事いエホバより出たる者なり是いエホバゐの嘗てシロ人アヒヤに由て子バラの子ヤラベアムに告し言をおこなんとて爲たまへるなり　十六　かくイスラエル皆王の已に聽ざるを見たり是において民王に答へて言けるい我儕ダビデの中に何の分あらんやエサイの子の中に產業なしイスラエルよ爾等の天幕に歸れダビデよ今爾の家を視よと而してイスラエルい其天幕に去りゆけり　十七　然ども"ユダの諸邑に住るイスラエルの子孫の上にいレハベアム其王となれり　十八　レハベアム王徵募頭なるアドラムを遣むしけるにイスラエル皆石にて彼を擊て死ざめたれバレハベアム王急ぎて其車に登りエルサレムに逃たり　十九　斯イスラエルダビデの家に背きて今日にいたる　二十　爰にイスラエル皆ヤラベアムの歸りしを聞て人を遣して彼を集會に招き彼をイスラエルの全家の上に王と爲りユダの支派の外いダビデの家に從ふ者なし　二一　ソロモンの子レハベアムエルサレムに至りてユダの全家とベニヤミンの支派の者即ち壯年の武夫十八萬を集む斯してレハベアム國を已に皈さんがためにイスラエルの家と戰はんとせしが　二二　神の言神の人シマヤに臨みて曰く　二三　ソロモンの子ユダの王レハベアムおよびユダとベニヤミンの全家並に其餘の民に告て言べし　二四　エホバ斯言ふ爾等上るべからず爾等の兄弟なるイスラエルの子孫と戰ふべからず各人其家に歸れ此事い我より出たるなりと彼等エホバの言を聽きエホバの言に循ひて轉り去りぬ　二五　ヤラベアムいエフライムの山地にシケムを建て其處に住み又其所より出てペヌエルを建たり　二六　爰にヤラベアム其心に謂けるい國い今ダビデの家に歸らん　二七　若此民エルサレムにあるエホバの家に禮物を献げんとて上らば此民の心ユダの王ゐる其主レハベアムに歸り

ヘ 王上十二〇二四、王十四〇四、代下十〇十五、廿二〇七、二五〇廿
ト 王上十一〇十一、卅一
チ 伊下廿〇一
リ 王上十一〇十三、三六
ヌ 王上四〇六、五〇十四
ル 王下十七〇廿一
ヲ 士九〇四五
レ 士八〇十七
ソ 申十二〇五、六
カ 代下十一〇二
ヨ 王上十二〇十五
タ 代下十一〇十三、廿二
ヨ 王上十二〇十五